

# 広島県「意欲と能力のある林業経営者」等に関する情報の登録・公表実施要領

制定 令和元年8月5日  
一部改正 令和3年7月29日

## 第1 目的

本県においては、森林資源が充実する中、林業生産活動の継続性を確保しつつ、森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる高い生産性や収益性を有するなど、効率的かつ安定的な林業経営を行う林業経営体の確保・育成に取り組んでおり、この取組をさらに推進するために森林経営管理制度等を活用することとしている。

このため、本県が作成する林業経営体名簿への登録を希望する林業経営体を公募、登録、公表し、市町等が県の公表する林業経営体の登録情報を活用することで、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにすることを目的とする。

## 第2 林業経営体の定義

この要領の林業経営体とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により、造林、保育又は素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合、会社又は個人経営等の組織形態は問わないものとする。

## 第3 林業経営体の登録

- 1 県内で造林、保育、伐採その他森林における施業（以下「森林施業」という。）を行う林業経営体のうち、第5の1による登録申請を行った者で、別表1の基準に適合する者は、「森林経営管理法（平成30年法律第35号）」第37条第2項の規定により経営管理実施権を受けることができる林業経営体（以下「意欲と能力のある林業経営者」という。）として、本要領により知事の登録を受けることができるものとする。
- 2 県内で森林施業を行う林業経営体のうち、第5の2による登録申請を行った者で、別表2の基準に適合する者は、「林業経営体の育成について（平成30年2月6日付29林政経第316号林野庁長官通知）」に規定する育成経営体（以下「育成経営体」という。）として、本要領により知事の登録を受けることができるものとする。
- 3 1の規定により意欲と能力のある林業経営者として知事の登録を受けた者は、2に規定する育成経営体として登録されたものとみなす。
- 4 次のいずれかに該当する者は、第3の1及び第3の2の規定に基づく登録は申請できない。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第2号又は第3号の規定に該当する者
  - (2) 第12の1の(2)又は(4)に該当し登録を取り消され、その取り消しの日から1年を経過していない者
  - (3) 広島県税の滞納がある者

## 第4 林業経営体の公募

- 1 知事は、第3の1に規定する意欲と能力のある林業経営者を選定するため、原則として毎年1回、8月に、当該公募の開始の日から30日以上の間を定めて公募を行うものとする。その際、県はホームページ等を利用して、広く公募について周知するものとする。

- 2 知事は、公募の必要があると認める場合は、前項の規定によらず公募を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定による公募は、第4の1の規定を準用する。
- 4 知事は、第3の2に規定する育成経営体については、随時登録の申請を受けるものとする。

## 第5 登録の申請

- 1 第3の1に規定する意欲と能力のある林業経営者の登録を受けようとする者は、第4の1の公募期間内に別紙様式第1号の登録申請書に、次の(1)及び(2)を記載するとともに、(3)から(17)を記載した別紙様式第3号及び別紙様式第4号を添付して知事に提出するものとする。
  - (1) 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
  - (2) 経営管理実施権の設定を受けたいことを希望する区域（市町）
  - (3) 雇用の状況に関する情報（職員数、雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）
  - (4) 技術者・技能者数に関する情報
  - (5) 資本装備に関する情報（林業機械保有台数）
  - (6) 事業量等に関する情報（素材生産、造林等）
  - (7) 事業区域に関する情報
  - (8) 生産管理又は流通合理化等に関する情報
  - (9) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
  - (10) 主伐後の再造林の確保に関する情報
  - (11) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報
  - (12) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
  - (13) 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
  - (14) コンプライアンスの確保に関する情報
  - (15) 常勤役員の設置に関する情報
  - (16) その他、地域への貢献、表彰実績等に関する情報
  - (17) 経理的な基礎に関する情報
- 2 第3の2に規定する育成経営体の登録を受けようとする者は、別紙様式第2号の登録申請書とともに、1の(3)から(14)及び(16)について記載した別紙様式第3号並びに別紙様式第4号を知事に提出するものとする。
- 3 1及び2の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 登記事項証明書又は住民票の写し
  - (2) 納税証明書（広島県税）
  - (3) 労働者を雇用している場合にあつては、雇用に関して交付している文書の様式
  - (4) 労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類の写し
  - (5) 就業規則を制定している場合にあつては、就業規則の写し
  - (6) 直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書又は青色申告決算書等の写し
  - (7) 共同販売・共同出荷に関する協定がある場合は協定書の写し
  - (8) 主伐後の再造林の確保に関して連携する林業経営体がある場合は協定書等の写し
  - (9) 労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類（修了証の写し等）
  - (10) 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引き渡し完了した過去3年の事業実績の中から、各年の代表的なもの1件の契約書等の写し。）

- (11) 行動規範を作成している場合にはその写し又は所属する業界団体等が作成した行動規範を遵守することとしている場合は、その写し
- (12) 直近の事業年度において債務超過の状態となっている場合は、中小企業診断士又は公認会計士による経営診断書等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類
- (13) その他知事が定める書類

- 4 1及び2の申請書類の提出部数は、正副2部とする。
- 5 知事は、必要に応じ登録申請者に対して情報提供を求めることとする。

## 第6 市町の推薦

- 1 知事は、第5の1の規定による申請があった場合は、登録申請者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町に対し、別紙様式第5号により、当該申請者に関する情報を提示するものとする。
- 2 市町長は、知事から提示のあった登録申請者のうち、森林経営等の実績に関し特別の事情を認め、意欲と能力のある林業経営者として登録すべき者がある場合は、別紙様式第6号により知事に推薦することができるものとする。

## 第7 登録の実施

- 1 知事は、第5の1による申請があった場合において、当該申請の内容が別表1の基準に適合すると認めるとき、又は、市町長から推薦を受けた場合はその推薦理由に登録すべき事情が認められるときは、次に掲げる事項を林業経営体名簿（別紙様式第7-1号及び第7-2号）の意欲と能力のある林業経営者として登録するものとする。
  - (1) 第5の1の(1)から(17)までに掲げる事項
  - (2) 登録番号及び登録年月日
  - (3) 登録情報の変更年月日
  - (4) 推薦した市町名及び推薦の理由
- 2 知事は、第5の2による申請があった場合において、当該申請の内容が別表2の基準に適合すると認めるときは、次に掲げる事項を林業経営体名簿（別紙様式第7-1号及び第7-2号）の育成経営体として登録するものとする。
  - (1) 第5の1の(1)、(3)から(14)及び(16)に掲げる事項
  - (2) 登録番号及び登録年月日
  - (3) 登録情報の変更年月日
- 3 知事は、1及び2の規定による登録の可否について、遅滞なく、その旨を別紙様式第8号により登録申請者に通知するとともに、別紙様式第9号により関係市町長に通知するものとする。
- 4 第5の1の規定に基づく登録申請者において、3の規定により非登録である旨の通知があった場合に、育成経営体として登録を希望する場合は、その旨を別紙様式第10号により知事に通知することができる。
- 5 知事は、4の通知があった場合は、再審査を行い、申請内容が別表2の基準に適合する場合は、育成経営体として登録するものとする。
- 6 前項の規定による登録の可否については、3の規定を準用する。

## 第8 登録の有効期間

- 1 第7の1及び2の登録の有効期間は、公表日の翌日から開始し、その日から5年以内に到来する申請者の事業期間の末日から3か月後までとする。なお、別紙様式第3号の事業期間の年次は、申請者の事業年度とし、事業年度を定めていない場合は暦年とする。
- 2 第7の1及び2の規定に基づき林業経営体名簿に登録された林業経営体（以下「登録経営体」という。）は、登録を更新することができるものとし、その手続きは第5及び第7の規定を準用する。
- 3 第7の1及び2の規定による登録は、有効期間が満了する日の30日前までに2の規定に基づく更新に必要な書類が受理されなければ、その期間の経過によって、抹消されるものとする。

## 第9 変更の届出

- 1 登録経営体は、第5の1の（1）及び（2）の情報に変更があったときは、遅滞なく、別紙様式第11号により知事に届け出るものとする。
- 2 登録経営体は、第5の1の（3）から（17）に掲げる事項に変更があり、林業経営体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したい場合は、別紙様式第12号に変更後の内容を記載した別紙様式第3号及び第5の3で規定する書類を添付し、知事に届け出ることができる。
- 3 知事は、1及び2の届出に基づき登録内容を変更したときは、その旨を別紙様式第8号により登録経営体に通知するとともに、別紙様式第9号により関係市町に通知するものとする。

## 第10 林業経営体名簿の公表

- 1 知事は、林業経営体名簿のうち、別紙様式第7-1号について、県の公式ホームページ上で公表するものとする。
- 2 知事は、林業経営体名簿のうち、別紙様式第7-2号について、林業課内で閲覧に供するものとする。

## 第11 実施状況報告

登録経営体は、毎事業年度の実施状況について、事業実施状況報告書（別紙様式第13号）を作成し、当該報告に係る事業年度の終了後3か月を超えない日までに、知事に報告するものとする。ただし、災害その他当該経営体の責めに帰することのできない事由による場合で、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

## 第12 登録の取消

- 知事は、登録経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。
- （1）登録経営体が個人の場合にあつてはその死亡、法人の場合にあつてはその消滅、解散等が確認された場合
  - （2）登録経営体が必要な登録基準を満たさなくなった場合
  - （3）登録経営体から別紙様式第14号による申出があつた場合
  - （4）登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合
  - （5）その他知事が定める場合
- 2 知事は、1の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を別紙様式第15号により登録経営体に通知するとともに、別紙様式第16号により関係市町に通知するものとする。また、登録の取消をした林業経営体名と取消をした理由を県公式ホームページ上で公表するものとする。ただし、1の（1）の個人の場合にあつてその死亡が確認された場合を除く。

## 附 則

- 1 この要領は、令和元年8月5日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、広島県林業事業体に関する情報の登録・公表実施要領（平成24年3月21日制定）は廃止する。
- 3 この要領が施行された日において、移行措置により選定され、公表されている育成経営体の効力は、引き続き令和元年度末まで有効とするが、本要領に基づき新たに選定された日をもって、その効力を失うものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和3年8月1日から施行する。

別表1 <意欲と能力のある林業経営者の登録基準>

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

適用欄に「○」のある項目のうち、当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たしていること。

なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業も含めて判断するものとする。

適用		項目	取組事項等	基準	説明
素材生産	造林保育				
○		(1) 生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合<sup>※1</sup>以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。</p> <p>生産量又は生産性の実績が一定の水準<sup>※2</sup>以上の場合は、当該実績以上の目標を有していること。</p>	<p>生産量の増加又は生産性向上のいずれか1つ以上の目標を有していること。</p>	<p>※1 一定の割合 &lt;生産量&gt; 5年後に現状の素材生産量の概ね2割 &lt;生産性&gt; 5年後に現状の生産性の概ね2割</p> <p>※2 一定の水準 &lt;生産量&gt; 5,000 m<sup>3</sup>/年 &lt;生産性&gt; 主伐 11 m<sup>3</sup>/人日・間伐 8 m<sup>3</sup>/人日</p>
○		(2) 生産管理又は流通合理化等	<p>①適切な生産管理 作業日報の作成・分析による進捗管理や生産工程の見直し(工程管理システムの導入)、作業システムの改善、その他</p> <p>②原木の安定供給・流通合理化等 製材工場等需要者との直接的な取引、とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携した原木の安定供給・流通の合理化、その他(複数の経営体が共同で出荷・販売等)</p>	<p>①又は②のいずれかに取り組んでいること。又は1年以内に取り組むこととしていること。</p>	
	○	(3) 造林・保育の省力化・低コスト化への取組み	<p>低密度植栽、早生樹植栽、主伐・再造林一貫作業、列状間伐、下刈の省略化、地域における効率的な路網計画の作成・設置、森林保険への加入(森林所有者による加入を含む。)による気象災害への対応、その他</p>	<p>取組事項のいずれかに取り組んでいること。又は1年以内に取り組むこととしていること。</p>	

適用		項目	取組事項等	基準	説明
素材生産	造林保育				
○	○	(4) 主伐後の 再造林の確保	①主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制 <sup>※3</sup> を有すること ②主伐後の適切な更新等を行うこと。ただし、請負や受託等により行う主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新 <sup>※4</sup> 等の働きかけに取り組んでいること	①及び②の両方を満たしていること。又は1年以内に取り組むこととしていること。	※3「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない林業経営体の場合は、もう一方を実施する他の林業経営体との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。(伐採後の再造林の確保に向けた素材生産業者と造林業者の連携を目的とする協議会(例えば森林再生協議会)等に参加する場合を含む。) ※4「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により再造林を行う必要がある。
○	○	(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保	素材生産又は造林・保育に関して3年以上 <sup>※5</sup> の事業実績を有すること。又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること。	満たしていること。又は1年以内に満たすこと。	※5「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年以上」は連続していることを要さない。 「3年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場合等作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。
○	○	(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体が遵守すべき行動規範の策定等 <sup>※6</sup> を行っていること。	策定等を行っていること。又は1年以内に策定等することとしていること。	※6「行動規範の策定等」には、林業経営体が専門家の指導等を受けつつ、個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や都道府県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。 行動規範やガイドラインには、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むこと。 また、行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備すること。

適用		項目	取組事項等	基準	説明
素材生産	造林保育				
○	○	(7) 雇用管理の改善と労働安全対策	<p>①林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく県基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組 ア 雇用管理の改善<sup>※7</sup> イ 労働安全対策<sup>※8</sup></p> <p>②現場作業職員等に対する労働安全衛生法に基づく安全衛生教育</p> <p>③労働者災害補償保険への加入（適用外事業所にあっても、原則、加入していること。一人親方等の特別加入を含む。）</p> <p>④以下に定める届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く。）</p> <p>○健康保険法第48条の規定による届出</p> <p>○厚生年金保険法第27条の規定による届出</p> <p>○雇用保険法第7条の規定による届出</p>	<p>①～④の全てに取り組んでいること。</p> <p>ただし、①については、ア及びイそれぞれに取り組んでいること。</p> <p>なお、①については、1年以内に取り組むこととしている場合を含む。</p>	<p>※7「雇用管理の改善」に該当する取組は例示すると次のようなもの</p> <p>雇用管理者の選任（常時5人以上の林業労働者を雇用する事業所）等雇用管理体制の充実、雇用時に事業主の氏名又は名称、雇用期間等を記した雇入通知書の交付等雇用関係の明確化、現場作業職員の常用化・月給化等雇用の安定化、効果的な求人募集活動等募集・採用の改善、計画的な研修実施などの教育訓練の充実、定年の引上げや継続雇用制度導入等高年齢労働者の活躍の促進、退職金共済への加入などの福利厚生の実施</p> <p>※8「労働安全対策」に該当する取組は例示すると次のようなもの</p> <p>リスクアセスメントの実施、防護具の着用の徹底（法令で着用が義務付けられているものを除く。）、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策</p>
○	○	(8) コンプライアンスの確保	<p>○業務に関連して法律に違反し、代表役員等<sup>※9</sup>や一般役員等<sup>※10</sup>が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である</p> <p>○業務に関連して法律に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である</p> <p>○国、都道府県又は市町から入札参加資格の指名停止を受けている者である</p> <p>○行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である</p> <p>○その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である<sup>※11</sup></p>	<p>いずれにも該当しないこと。</p>	<p>※9「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>※10「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>※11 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等</p>
○	○	(9) 常勤役員の設置	<p>法人においては、常勤役員を設置していること（ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に召集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う。）</p>	<p>満たしていること。</p>	



## 2 経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると認められること

以下の項目の基準を満たしていること。

適用		項目	取組事項等	基準	説明
素材 生産	造林 保育				
○	○	(10) 経理的な 基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>○直近の事業年度における貸借対照表, 損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること※12</li> <li>○経営管理実施権の設定を受け る際には, 森林の経営管理に 関する経理を他の経理と分離 できること。</li> </ul>	<p>両方を満たして いること。</p>	<p>※12「経理状況が良好であること」 とは, 次のとおりとする。</p> <p><b>【法人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○直近の事業年度の自己資本比 率が0%未満でないこと</li> <li>○経常利益金額等（損益計算書 上の経常利益の金額に当該損 益計算書上の減価償却費の額 を加えて得た額）が直近3年 間において全てマイナスとい う状態になっていないこと</li> </ul> <p><b>【個人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○直近の事業年度の資産状況に おいて負債が資産を上回って いないこと</li> <li>○直近3年間の所得税の納税状 況がすべてゼロとはなってい ないこと</li> </ul> <p>これらを満たさない場合, 中小 企業診断士又は公認会計士の経営 診断書を申請書に添付する等今後 5年以内に健全な経営の軌道に乗 ることが証明できること。</p>

別表2 <育成経営体の登録基準>

適用欄に「○」のある項目のうち、当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たしていること。

なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業も含めて判断するものとする。

適用		項目	取組事項等	基準	説明
素材生産	造林保育				
○		(1) 生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合<sup>※1</sup>以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。</p> <p>生産量又は生産性の実績が一定の水準<sup>※2</sup>以上の場合は、当該実績以上の目標を有していること。</p>	生産量の増加又は生産性向上のいずれか1つ以上の目標を有していること。	<p>※1 一定の割合</p> <p>&lt;生産量&gt; 5年後に現状の素材生産量の概ね2割</p> <p>&lt;生産性&gt; 5年後に現状の生産性の概ね2割</p> <p>※2 一定の水準</p> <p>&lt;生産量&gt; 5,000 m<sup>3</sup>/年</p> <p>&lt;生産性&gt; 主伐 11 m<sup>3</sup>/人日・間伐 8 m<sup>3</sup>/人日</p>
○		(2) 生産管理又は流通合理化等	<p>①適切な生産管理 作業日報の作成・分析による進捗管理や生産工程の見直し(工程管理システムの導入)、作業システムの改善、その他</p> <p>②原木の安定供給・流通合理化等 製材工場等需要者との直接的な取引、とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携した原木の安定供給・流通の合理化、その他(複数の経営体が共同で出荷・販売等)</p>	①又は②のいずれかに取り組んでいること。又は今後取り組む意向を明らかにすること。	
	○	(3) 造林・保育の省力化・低コスト化への取組み	低密度植栽, 早生樹植栽, 主伐・再造林一貫作業, 列状間伐, 下刈の省略化, 地域における効率的な路網計画の作成・設置, 森林保険への加入(森林所有者による加入を含む。)による気象災害への対応, その他	取組事項のいずれかに取り組んでいること。又は今後取り組む意向を明らかにすること。	

適用		項目	取組事項等	基準	説明
素材生産	造林保育				
○	○	(4) 主伐後の 再造林の確保	<p>①主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制<sup>※3</sup>を有すること</p> <p>②主伐後の適切な更新等を行うこと。ただし、請負や受託等により行う主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新<sup>※4</sup>等の働きかけに取り組んでいること</p>	<p>①及び②の両方を満たしていること。又は今後取り組む意向を明らかにすること。</p>	<p>※3「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない林業経営体の場合は、もう一方を実施する他の林業経営体との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。(伐採後の再造林の確保に向けた素材生産業者と造林業者の連携を目的とする協議会(例えば森林再生協議会)等に参加する場合を含む。)</p> <p>※4「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により再造林を行う必要がある。</p>
○	○	(5) 生産や造林・ 保育の実施体制の確保	<p>素材生産又は造林・保育に関して1年以上の事業実績を有すること。又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が1年以上であること。</p>	<p>満たしていること。</p>	
○	○	(6) 伐採・造林に関する 行動規範の策定等	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体が遵守すべき行動規範の策定等<sup>※6</sup>を行っていること。</p>	<p>策定等を行っていること又は今後行う意向を明らかにすること。</p>	<p>※6「行動規範の策定等」には、林業経営体が専門家の指導等を受けつつ、個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や都道府県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。</p> <p>行動規範やガイドラインには、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むこと。</p> <p>また、行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備すること。</p>

適用		項目	取組事項等	基準	説明
素材生産	造林保育				
○	○	(7) 雇用管理の改善と労働安全対策	<p>①林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく県基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組</p> <p>ア 雇用管理の改善<sup>※7</sup></p> <p>イ 労働安全対策<sup>※8</sup></p> <p>②現場作業職員等に対する労働安全衛生法に基づく安全衛生教育</p> <p>③労働者災害補償保険への加入（適用外事業所にあっても、原則、加入していること。一人親方等の特別加入を含む。）</p> <p>④以下に定める届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く。）</p> <p>○健康保険法第48条の規定による届出</p> <p>○厚生年金保険法第27条の規定による届出</p> <p>○雇用保険法第7条の規定による届出</p>	<p>①～④の全てに取り組んでいること。</p> <p>ただし、①については、ア及びイそれぞれに取り組んでいること。</p> <p>なお、①については、今後取り組む意向を明らかにしている場合を含む。</p>	<p>※7「雇用管理の改善」に該当する取組は例示すると次のようなもの</p> <p>雇用管理者の選任（常時5人以上の林業労働者を雇用する事業所）等雇用管理体制の充実、雇用時に事業主の氏名又は名称、雇用期間等を記した雇入通知書の交付等雇用関係の明確化、現場作業職員の常用化・月給化等雇用の安定化、効果的な求人募集活動等募集・採用の改善、計画的な研修実施などの教育訓練の充実、定年の引上げや継続雇用制度導入等高年齢労働者の活躍の促進、退職金共済への加入などの福利厚生の実施</p> <p>※8「労働安全対策」に該当する取組は例示すると次のようなもの</p> <p>リスクアセスメントの実施、防護具の着用の徹底（法令で着用が義務付けられているものを除く。）、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策</p>
○	○	(8) コンプライアンスの確保	<p>○業務に関連して法律に違反し、代表役員等<sup>※9</sup>や一般役員等<sup>※10</sup>が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である</p> <p>○業務に関連して法律に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である</p> <p>○国、都道府県又は市町から入札参加資格の指名停止を受けている者である</p> <p>○行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である</p> <p>○その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者である<sup>※11</sup></p>	<p>いずれにも該当しないこと。</p>	<p>※9「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>※10「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>※11 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等</p>

別紙様式第1号（第5の1関係）

林業経営体名簿（意欲と能力のある林業経営者）登録申請書

年 月 日

広島県知事 様

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

（改善計画の認定の有無 有 ・ 無 ）

※該当する方に○を付けること）

広島県「意欲と能力のある林業経営者」等に関する情報の登録・公表実施要領第3の1に規定する意欲と能力のある林業経営者として登録され、次の区域において経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望するので、関係書類を添えて申請します。

また、関係書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

なお、申請書及び添付書類に記載されている個人（又は法人）情報について、登録事務において使用するほか、森林の経営管理に必要となる事務に使用するため、県及び関係市町に対し提供すること、及び、登録された際には、同要領第10に基づき、林業経営体名簿の内容について公表されることに同意します。

1 事業内容

	事業内容
<input type="checkbox"/>	素材生産
<input type="checkbox"/>	造林・保育
<input type="checkbox"/>	素材生産・造林・保育

※事業内容に該当するものに○を付けること

2 森林経営管理実施権を受けることを希望する区域（市町）

広島市	<input type="checkbox"/>	呉市	<input type="checkbox"/>	竹原市	<input type="checkbox"/>	三原市	<input type="checkbox"/>
尾道市	<input type="checkbox"/>	福山市	<input type="checkbox"/>	府中市	<input type="checkbox"/>	三次市	<input type="checkbox"/>
庄原市	<input type="checkbox"/>	大竹市	<input type="checkbox"/>	東広島市	<input type="checkbox"/>	廿日市市	<input type="checkbox"/>
安芸高田市	<input type="checkbox"/>	江田島市	<input type="checkbox"/>				
府中町	<input type="checkbox"/>	海田町	<input type="checkbox"/>	熊野町	<input type="checkbox"/>	坂町	<input type="checkbox"/>
安芸太田町	<input type="checkbox"/>	北広島町	<input type="checkbox"/>	大崎上島町	<input type="checkbox"/>	世羅町	<input type="checkbox"/>
神石高原町	<input type="checkbox"/>						

※希望する市町の□に○を記載すること

3 提出する関係書類

別紙のとおり

様式第1号別紙

提出書類一覧

書類名称	個人	法人
1. 申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 提出書類一覧（本様式）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 登記事項証明書（原本）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 住民票の写し	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
5. 納税証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 経営管理に関する情報（様式第3号）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1) 雇用に関して交付している文書の様式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 社会・労働保険への加入状況が確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 就業規則を制定している場合は、就業規則の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類（修了証の写し等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 主伐後の再生林の確保に関して連携する林業経営体との協定書等の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 事業実績を証する書類（契約書等の写し）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) 伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 経理状況に関する情報（様式第4号）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1) 貸借対照表及び損益計算書の写し（直近3年分）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 青色申告決算書等の写し（直近3年分）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(3) 中小企業診断士又は公認会計士による経営診断書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※7（様式第4号）については、7（1）又は7（2）を添付する場合は作成不要です。

※7（3）については、直近の事業年度において債務超過の状態になっている場合等に添付してください。

※該当のないもの及び1年以内又は今後取り組むこととしているものについては添付の必要はありません。

林業経営体名簿（育成経営体）登録申請書

年 月 日

広島県知事 様

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

（改善計画の認定の有無 有 ・ 無 ）

※該当する方に○を付けること）

広島県「意欲と能力のある林業経営者」等に関する情報の登録・公表実施要領第3の2に規定する育成経営体として登録されたく、関係書類を添えて申請します。

また、関係書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

なお、申請書及び添付書類に記載されている個人（又は法人）情報について、登録事務において使用するほか、森林の経営管理に必要となる事務に使用するため、県及び関係市町に対し提供すること、及び、登録された際には、同要領第10に基づき、林業経営体名簿の内容について公表されることに同意します。

1 事業内容

	事業内容
<input type="checkbox"/>	素材生産
<input type="checkbox"/>	造林・保育
<input type="checkbox"/>	素材生産・造林・保育

※事業内容に該当するものに○を付けること

2 提出する関係書類

別紙のとおり

## 提出書類一覧

書類名称	個人	法人
1. 申請書（様式第2号）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 提出書類一覧（本様式）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 登記事項証明書（原本）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 住民票の写し	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
5. 納税証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 経営管理に関する情報（様式第3号）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1) 雇用に関して交付している文書の様式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 社会・労働保険への加入状況が確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 就業規則を制定している場合は、就業規則の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 修了証の写し等労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 主伐後の再造林の確保に関して連携する林業経営体との協定書等の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 事業実績を証する書類（契約書等の写し）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) 伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 経理状況に関する情報（様式第4号）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1) 貸借対照表及び損益計算書の写し（直近3年分）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 青色申告決算書等の写し（直近3年分）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※7（様式第4号）については、7(1)又は7(2)を添付する場合は作成不要です。  
 ※該当のないもの及び今後取り組むこととしているものについては添付の必要はありません。





4. 事業量等

事業期間 【直近の事業年度 : 年 月 日 ~ 年 月 日】  
 【目標とする事業年度 : 年 月 日 ~ 年 月 日】

※ 直近3事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。

直近の 前々年	事業区分	素材生産						造林・保育			左記以外の 林業の事業量 ( )	事業区域	素材生産の 請負がある 場合は、主 な請負業者 名を記載	造林の請負 がある場合 は、主な請 負業者名を 記載	
		主 伐			間 伐			材積計 (m3)	植付 面積 (ha)	下刈り 面積 (ha)					その他 ( )
		面積 (ha)	材積 (m3)	生産性 (m3/人日)	面積 (ha)	材積 (m3)	生産性 (m3/人日)								
直営							0.00					県  市(町)			
請負						0.00									
合計	0.00	0		0.00	0		0.00	0.00	0.00	0.00					
直近の 前年	事業区分	素材生産						造林・保育			左記以外の 林業の事業量 ( )	事業区域	素材生産の 請負がある 場合は、主 な請負業者 名を記載	造林の請負 がある場合 は、主な請 負業者名を 記載	
		主 伐			間 伐			材積計 (m3)	植付 面積 (ha)	下刈り 面積 (ha)					その他 ( )
		面積 (ha)	材積 (m3)	生産性 (m3/人日)	面積 (ha)	材積 (m3)	生産性 (m3/人日)								
直営							0.00					県  市(町)			
請負						0.00									
合計	0.00	0		0.00	0		0.00	0.00	0.00	0.00					
直近の年 (基準)	事業区分	素材生産						造林・保育			左記以外の 林業の事業量 ( )	事業区域	素材生産の 請負がある 場合は、主 な請負業者 名を記載	造林の請負 がある場合 は、主な請 負業者名を 記載	
		主 伐			間 伐			材積計 (m3)	植付 面積 (ha)	下刈り 面積 (ha)					その他 ( )
		面積 (ha)	材積 (m3)	生産性 (m3/人日)	面積 (ha)	材積 (m3)	生産性 (m3/人日)								
直営							0.00					県  市(町)			
請負						0.00									
合計	0.00	0		0.00	0		0.00	0.00	0.00	0.00					



5年後の 目標	事業区分	素材生産						造林・保育			左記以外の 林業の事業量 ( )	事業区域	素材生産の 請負がある 場合は、主 な請負業者 名を記載	造林の請負 がある場合 は、主な請 負業者名を 記載	
		主 伐			間 伐			材積計 (m3)	植付 面積 (ha)	下刈り 面積 (ha)					その他 ( )
		面積 (ha)	材積 (m3)	生産性 (m3/人日)	面積 (ha)	材積 (m3)	生産性 (m3/人日)								
直営							0.00					県  市(町)			
請負						0.00									
合計	0.00	0		0.00	0		0.00	0.00	0.00	0.00					

目標とする項目  ← ※目標として設定するものについて「目標とする項目」欄にチェックしてください。

以下の5～12の項目の口欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※ その他の取組等がある場合には、( )内に記載するとともに、該当する箇所にチェックしてください。

※ 該当するもの(チェックしたもの)について、具体的な内容を記述してください。(添付書類で確認できる場合は省略できます)

### 5. 生産管理又は流通合理化等

#### ① 適切な生産管理

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む	取り組む 意向がある	( )	年後
・ 作業日報の作成・分析による進捗管理や 生産工程の見直し(工程管理システムの導入)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ 作業システムの改善	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後

#### ② 原木の安定供給・流通合理化等

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む	取り組む 意向がある	( )	年後
・ 製材工場等需要者との直接的な取引 (取引先名: )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 (とりまとめ機関名: )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ 森林所有者や工務店等との連携	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後

①のうち、該当するもの(チェックしたもの)について、具体的な内容を記述してください。

②のうち、該当するもの(チェックしたもの)について、具体的な内容を記述してください。

### 6. 造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む	取り組む 意向がある	( )	年後
・ 低密度植栽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ 早生樹植栽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ 主伐・再造林一貫作業システムの導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ 下刈りの省略・省力化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ 列状間伐	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ 地域における効率的な路網計画の作成・設置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ 森林保険への加入による気象災害への対応 (森林所有者による加入を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後

上記のうち、該当するもの(チェックしたもの)について、具体的な内容を記述してください。

### 7. 主伐後の再造林の確保

#### ① 主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

	有している	1年以内に 整備する	整備する 意向がある	( )	年後
・ 主伐及び主伐後の再造林を、直営施業又は 他者への請負により実施する体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ 主伐及び主伐後の再造林を、連携する他の 民間事業者と一体的に実施する体制 (連携する相手等の名称 )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後

#### ② 適切な更新

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む	取り組む 意向がある	( )	年後
・ 自己の所有する森林の主伐にあつては、 主伐後の適切な更新の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ 他者の所有する森林の主伐にあつては、 事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後

上記のうち、該当するもの(チェックしたもの)について、具体的な内容を記述してください。

8. 素材生産や造林・保育の実施体制の確保

	3年以上	1年以上	1年未満	実績なし
・ 素材生産の事業実績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 造林保育の事業実績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

上記のうち、該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

	策定等している	1年以内に策定等する	策定等する意向がある	
・ 独自の行動規範等の策定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 所属する業界団体が策定した行動規範等の遵守 (策定主体名：)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 県や市町等行政の策定した行動規範等の遵守 (策定主体名：)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )

10. 雇用管理の改善及び労働安全対策

① 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく県基本計画に定められた労働環境の改善  
その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれらに準ずる取組

ア 雇用管理の改善

	取り組んでいる	1年以内に取り組む	取り組む意向がある	
・ 雇用管理体制の充実（雇用管理者の選任等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 雇用関係の明確化（雇用時に事業主の氏名又は名称、雇用期間等を記した雇入通知書の交付等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 雇用の安定化（現場作業職員の常用化・月給化等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 募集・採用の改善（効果的な求人募集活動等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 教育訓練の充実（計画的な研修実施等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 高年齢労働者の活躍の促進（定年の引き上げや継続雇用制度導入等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 福利厚生充実（退職金共済への加入等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )

上記のうち、該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

イ 労働安全対策

	取り組んでいる	1年以内に取り組む	取り組む意向がある	
・ リスクアセスメントの実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 防護具の着用の徹底（法令で着用が義務付けられているものを除く。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 作業現場の安全巡回の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )

上記のうち、該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

- |   | 取り組んでいる                  |
|---|--------------------------|
| ② 現場作業職員等に対する労働安全衛生法に基づく安全衛生教育                      | <input type="checkbox"/> |
| ③ 労働者災害補償保険に加入していること<br>(一人親方等の特別加入を含む。)            | <input type="checkbox"/> |
| ④ 健康保険法第48条及び厚生年金保険法第27条並びに雇用保険法第7条の規定による届出を行っていること | <input type="checkbox"/> |

### 11. コンプライアンスの確保

- |  |                          |                          |
|--|--------------------------|--------------------------|
|  | はい                       | いいえ                      |
| ・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に進むと認められない者である                 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 国、県又は市町から入札参加資格の指名停止を受けている者である   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 森林経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
- 〔 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等 〕

### 13. その他、地域への貢献、表彰実績等に関する情報

防災活動、ボランティア活動等の地域貢献、表彰実績、人材の確保・育成対策、FSC認証取得などの経営の健全性、指名停止処分等の状況等について記載してください。

### 12. 常勤役員の設置（意欲と能力のある林業経営者（法人）のみ）

- |               |                          |                          |
|---------------|--------------------------|--------------------------|
|               | はい                       | いいえ                      |
| ・ 常勤役員を設置している | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役 職	(フリガナ) 氏 名	住 所	生年月日

現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記述してください。

### 14. 経理的な基礎に関する情報（意欲と能力のある林業経営者のみ）

- |   |                          |                          |
|---|--------------------------|--------------------------|
|   | はい                       | いいえ                      |
| ・ 経理状況が良好である。                           | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を、他と分離できる。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

## 様式第3号記載の留意事項

### 1. 雇用の状況

- (1) 職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く）をいう。
- (2) 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。
- (3) 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。
- (4) 退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

### 2. 技術者・技能者の数

- (1) フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。
- (2) 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。
- (3) 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。
- (4) 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む）のこと。
- (5) 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む）のこと。
- (6) 林業技士とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技士のこと。
- (7) フォレスタ（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

### 3. 林業機械の保有状況

1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まない。

### 4. 事業量等

- (1) 事業期間の「直近の事業年度」は、登録申請しようとする年の前年の事業年度とすること。ただし、前年に実績がない場合は、申請しようとする年の1月1日から申請日までの期間とする。
- (2) 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう（以下、「直営施業」という。）。
- (3) 「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。
- (4) 素材生産の材積は丸太材積とすること。なお、支障木伐採等の材積は含まない。
- (5) 生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。
- (6) 造林・保育のうち、その他には、保育間伐、除伐、枝打ち等の保育作業について単位とともに記載すること。
- (7) 「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について単位とともに記載すること。

## 5. 生産管理又は流通合理化等

### ①適切な生産管理

素材生産を行っている場合に、該当する項目にチェックすること。

### ②原木の安定供給・流通合理化等

生産した木材を自ら販売している（今後販売する）場合に、該当する項目にチェックするとともに、取引先名、とりまとめ機関名等を記載すること。

### ①②共通

「取り組む意向がある」欄は、5年以内に取り組む意向がある場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載すること。

## 6. 造林・保育の省力化・低コスト化

(1) 造林・保育を行っている場合（又は行う予定の場合）は、該当する項目にチェックすること。

(2) 「取り組む意向がある」欄は、5年以内に取り組む意向がある場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載すること。

## 7. 主伐後の再造林の確保

### ①主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

(1) 該当するいずれかにチェックすること。また、他の民間事業者と連携して実施体制を確保している場合は、主な連携先の名称を記載すること。

(2) 「整備する意向がある」欄は、5年以内に整備する意向がある場合にチェックし、何年後に整備する予定かを記載すること。

### ②適切な更新

(1) 該当するいずれかにチェックすること。

(2) 「取り組む意向がある」欄は、5年以内に取り組む意向がある場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載すること。

## 8. 素材生産や造林・保育の実施体制の確保

該当する項目にチェックすること。

## 9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

(1) 該当するいずれかにチェックすること。

(2) 「策定等する意向がある」欄は、5年以内に策定等をする意向がある場合にチェックし、何年後に策定等をする予定かを記載すること。

(3) 他組織が策定等したガイドラインの場合は、その策定主体名を記載すること。

## 10. 雇用管理の改善及び労働安全対策

(1) 該当する項目にチェックすること。

(2) 「取り組む意向がある」欄は、5年以内に取り組む意向がある場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載すること。

## 11. コンプライアンスの確保

該当する項目にチェックすること。

## 12. 常勤役員の設置（意欲と能力のある林業経営者のみ）

- （1）法人の場合に記入すること。
- （2）常勤役員を設置している場合は、常勤役員の役職・氏名・住所・生年月日等について記載すること。
- （3）生年月日の欄はS20.8.15の形式で記入すること。（明治：M，大正：T，昭和：S，平成：H）
- （4）常勤役員を設置していない場合は、設置に向けた取り組みについて記載すること。

## 13. その他、地域への貢献、表彰実績等に関する情報

防災活動、ボランティア活動等の地域貢献、表彰実績、人材の確保・育成対策、FSC認証取得などの経営の健全性、指名停止処分等の状況等について記載する。

## 14. 経理的な基礎に関する情報（意欲と能力のある林業経営者のみ）

それぞれ該当する項目にチェックすること。

※経理状況が良好とは次の場合をいいます。

○法人の場合

直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でない（債務超過でない）こと。

経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えた額）が直近3年間において、全てマイナス状態となっていないこと。

○個人の場合

直近の事業年度の資産状況において、負債が資産を上回っていないこと。

直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。

○これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を添付することにより、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。



経理状況に関する情報

経理状況の概要

1 貸借対照表の要旨

(単位： )

区分		直近の前々の 事業年度	直近の前の 事業年度	直近の 事業年度
資産	流動資産			
	固定資産			
	繰延資産			
資産合計				
負債	流動負債			
	固定負債			
	負債合計			
純資産	資本金			
	資本剰余金			
	資本準備金			
	その他資本剰余金			
	利益剰余金			
	利益準備金			
	その他利益剰余金			
	自己株式			
	評価・換算差額等			
	純資産合計			
負債及び純資産合計				

2 損益計算書の要旨

(単位： )

区分	直近の前々の 事業年度	直近の前の 事業年度	直近の 事業年度
売上高			
売上原価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
法人税等充当額			
税引後当期利益			

3 自己資本比率及び経常利益金額等

(単位： )

区分	直近の前々の 事業年度	直近の前の 事業年度	直近の 事業年度
自己資本比率 (%)			
経常利益			
減価償却費			
経常利益金額等			

※直近3年分の貸借対照表及び損益計算書の写し又は青色申告決算書等の写しを提出する場合は、本様式の提出を省略することができます。

別紙様式第5号（第6の1関係）

年 月 日

市（町）長 様

広 島 県 知 事

意欲と能力のある林業経営者の推薦について（照会）

広島県「意欲と能力のある林業経営者」等に関する情報の登録・公表要領第4の1に基づき実施した公募に対し、応募のあった登録申請者のうち、次の者が貴市（町）において経営管理実施権の設定を希望しているため、同要領第6の1に基づき、その情報を、別紙のとおり提示します。

については、同要領第6の2の規定に基づき、森林経営等の実績に関し特別の事情を認め、意欲と能力のある林業経営者として登録すべきと考える者がある場合は、別紙様式第6号により、年 月 日（ ）までに提出してください。

※添付書類

申請者ごとの別紙様式第1号及び別紙様式第3号

別紙様式第6号（第6の2関係）

年 月 日

広島県知事様

市（町）長名

意欲と能力のある林業経営者の推薦について（回答）

広島県「意欲と能力のある林業経営者」等に関する情報の登録・公表要領第6の2の規定に基づき、登録申請者のうち、意欲と能力のある林業経営者として登録すべきと考える者として、次の者を推薦します。

- 1 推薦する林業経営体の商号又は名称
- 2 推薦する理由等





#### 4. 事業量等

事業期間 【直近の事業年度 : 年 月 日 ~ 年 月 日】  
 【目標とする事業年度 : 年 月 日 ~ 年 月 日】

※ 直近3事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。

直近の前々年	事業区分	素材生産						造林・保育			左記以外の 林業の事業量 ( )	事業区域	素材生産の 請負がある 場合は、主 な請負業者 名を記載	造林の請負 がある場合 は、主な請 負業者名を 記載	
		主伐			間伐			材積計 (m3)	植付 面積(ha)	下刈り 面積(ha)					その他 ( )
		面積(ha)	材積(m3)	生産性 (m3/人日)	面積(ha)	材積(m3)	生産性 (m3/人日)								
直営							0.00					市(町)			
請負						0.00									
合計		0.00	0		0.00	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
直近の前年	事業区分	素材生産						造林・保育			左記以外の 林業の事業量 ( )	事業区域	素材生産の 請負がある 場合は、主 な請負業者 名を記載	造林の請負 がある場合 は、主な請 負業者名を 記載	
		主伐			間伐			材積計 (m3)	植付 面積(ha)	下刈り 面積(ha)					その他 ( )
		面積(ha)	材積(m3)	生産性 (m3/人日)	面積(ha)	材積(m3)	生産性 (m3/人日)								
直営							0.00					市(町)			
請負						0.00									
合計		0.00	0		0.00	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
直近の年 (基準)	事業区分	素材生産						造林・保育			左記以外の 林業の事業量 ( )	事業区域	素材生産の 請負がある 場合は、主 な請負業者 名を記載	造林の請負 がある場合 は、主な請 負業者名を 記載	
		主伐			間伐			材積計 (m3)	植付 面積(ha)	下刈り 面積(ha)					その他 ( )
		面積(ha)	材積(m3)	生産性 (m3/人日)	面積(ha)	材積(m3)	生産性 (m3/人日)								
直営							0.00					市(町)			
請負						0.00									
合計		0.00	0		0.00	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				



5年後の目標	事業区分	素材生産						造林・保育			左記以外の 林業の事業量 ( )	事業区域	素材生産の 請負がある 場合は、主 な請負業者 名を記載	造林の請負 がある場合 は、主な請 負業者名を 記載	
		主伐			間伐			材積計 (m3)	植付 面積(ha)	下刈り 面積(ha)					その他 ( )
		面積(ha)	材積(m3)	生産性 (m3/人日)	面積(ha)	材積(m3)	生産性 (m3/人日)								
指標												市(町)			
直営							0.00								
請負						0.00									
合計		0.00	0		0.00	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				

目標とする項目  ← ※目標として設定するものについて「目標とする項目」欄にチェックしてください。

以下の5～12の項目の口欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※ その他の取組等がある場合には、( )内に記載するとともに、該当する箇所にチェックしてください。

※ 該当するもの(チェックしたもの)について、具体的な内容を記述してください。(添付書類で確認できる場合は省略できます)

## 5. 生産管理又は流通合理化等

### ① 適切な生産管理

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む	取り組む 意向がある	( )	年後
・ 作業日報の作成・分析による進捗管理や 生産工程の見直し(工程管理システムの導入)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ 作業システムの改善	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後

### ② 原木の安定供給・流通合理化等

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む	取り組む 意向がある	( )	年後
・ 製材工場等需要者との直接的な取引 (取引先名: )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 (とりまとめ機関名: )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ 森林所有者や工務店等との連携	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後

①のうち、該当するもの(チェックしたもの)について、具体的な内容を記述してください。

②のうち、該当するもの(チェックしたもの)について、具体的な内容を記述してください。

## 6. 造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む	取り組む 意向がある	( )	年後
・ 低密度植栽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ 早生樹植栽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ 主伐・再造林一貫作業システムの導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ 下刈りの省略・省力化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ 列状間伐	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ 地域における効率的な路網計画の作成・設置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ 森林保険への加入による気象災害への対応 (森林所有者による加入を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後

上記のうち、該当するもの(チェックしたもの)について、具体的な内容を記述してください。

## 7. 主伐後の再造林の確保

### ① 主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

	有している	1年以内に 整備する	整備する 意向がある	( )	年後
・ 主伐及び主伐後の再造林を、直営施業又は 他者への請負により実施する体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ 主伐及び主伐後の再造林を、連携する他の 民間事業者と一体的に実施する体制 (連携する相手等の名称 )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後

### ② 適切な更新

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む	取り組む 意向がある	( )	年後
・ 自己の所有する森林の主伐にあつては、 主伐後の適切な更新の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後
・ 他者の所有する森林の主伐にあつては、 事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	年後

上記のうち、該当するもの(チェックしたもの)について、具体的な内容を記述してください。

8. 素材生産や造林・保育の実施体制の確保

	3年以上	1年以上	1年未満	実績なし
・ 素材生産の事業実績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 造林保育の事業実績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

上記のうち、該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

	策定等している	1年以内に策定等する	策定等する意向がある	
・ 独自の行動規範等の策定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 所属する業界団体が策定した行動規範等の遵守 (策定主体名：)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 県や市町等行政の策定した行動規範等の遵守 (策定主体名：)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )

10. 雇用管理の改善及び労働安全対策

① 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく県基本計画に定められた労働環境の改善  
その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれらに準ずる取組

ア 雇用管理の改善

	取り組んでいる	1年以内に取り組む	取り組む意向がある	
・ 雇用管理体制の充実（雇用管理者の選任等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 雇用関係の明確化（雇用時に事業主の氏名又は名称、雇用期間等を記した雇入通知書の交付等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 雇用の安定化（現場作業職員の常用化・月給化等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 募集・採用の改善（効果的な求人募集活動等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 教育訓練の充実（計画的な研修実施等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 高年齢労働者の活躍の促進（定年の引き上げや継続雇用制度導入等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 福利厚生（退職金共済への加入等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )

上記のうち、該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

イ 労働安全対策

	取り組んでいる	1年以内に取り組む	取り組む意向がある	
・ リスクアセスメントの実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 防護具の着用の徹底（法令で着用が義務付けられているものを除く。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 作業現場の安全巡回の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ 労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )
・ その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後 )

上記のうち、該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

- |   | 取り組んでいる                  |
|---|--------------------------|
| ② 現場作業職員等に対する労働安全衛生法に基づく安全衛生教育                      | <input type="checkbox"/> |
| ③ 労働者災害補償保険に加入していること<br>(一人親方等の特別加入を含む。)            | <input type="checkbox"/> |
| ④ 健康保険法第48条及び厚生年金保険法第27条並びに雇用保険法第7条の規定による届出を行っていること | <input type="checkbox"/> |



### 11. コンプライアンスの確保

- |  |                             |                              |
|--|-----------------------------|------------------------------|
| ・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である      | はい <input type="checkbox"/> | いいえ <input type="checkbox"/> |
| ・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に実行されると認められない者である              | <input type="checkbox"/>    | <input type="checkbox"/>     |
| ・ 国、県又は市町から入札参加資格の指名停止を受けている者である   | <input type="checkbox"/>    | <input type="checkbox"/>     |
| ・ 行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である  | <input type="checkbox"/>    | <input type="checkbox"/>     |
| ・ 森林経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である | <input type="checkbox"/>    | <input type="checkbox"/>     |
- 〔破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等〕

### 13. その他、地域への貢献、表彰実績等に関する情報

防災活動、ボランティア活動等の地域貢献、表彰実績、人材の確保・育成対策、FSC認証取得などの経営の健全性、指名停止処分等の状況等について記載してください。

### 15. 市町による推薦

推薦した市町名 ( )

推薦の理由等：

### 12. 常勤役員の設置（※法人のみ）

- 常勤役員を設置している  はい  いいえ

既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役 職	(フリガナ) 氏 名	住 所	生年月日

現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記述してください。

### 14. 経理的な基礎に関する情報

- ・ 経理状況が良好である。  はい  いいえ
- ・ 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を、他と分離できる。  はい  いいえ

## 経理状況に関する情報

### 経理状況の概要

#### 1 貸借対照表の要旨

(単位： )

区分		直近の前々の 事業年度	直近の前の 事業年度	直近の 事業年度
資産	流動資産			
	固定資産			
	繰延資産			
資産合計		0	0	0
負債	流動負債			
	固定負債			
	負債合計	0	0	0
純資産	資本金			
	資本剰余金	0	0	0
	資本準備金			
	その他資本剰余金			
	利益剰余金	0	0	0
	利益準備金			
	その他利益剰余金			
	自己株式			
	評価・換算差額等			
純資産合計		0	0	0
負債及び純資産合計		0	0	0

#### 2 損益計算書の要旨

(単位： )

区分	直近の前々の 事業年度	直近の前の 事業年度	直近の 事業年度
売上高			
売上原価			
売上総利益	0	0	0
販売費及び一般管理費			
営業利益	0	0	0
営業外利益			
営業外費用			
経常利益	0	0	0
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益	0	0	0
法人税等充当額			
税引後当期利益	0	0	0

#### 3 自己資本比率及び経常利益金額等

(単位： )

区分	直近の前々の 事業年度	直近の前の 事業年度	直近の 事業年度
自己資本比率 (%)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
経常利益	0	0	0
減価償却費			
経常利益金額等	0	0	0

別紙様式第8号（第7の1，第7の2，第9の3関係）

林業 第 号  
年 月 日

様

広島県知事

林業経営体名簿への登録（変更登録）について（通知）

年 月 日付けで申請（届出）の林業経営体名簿（意欲と能力のある林業経営者・育成経営体）への登録（変更登録）については、広島県「意欲と能力のある林業経営者」等に関する情報の登録・公表要領第7の1（第7の2）（第9の3）の規定により（規定に適合しないため），登録（変更登録）しました（登録しませんでした）。

1 登録区分

2 登録番号

（登録されない場合 2 非登録の理由）

3 登録期間

年 月 日から 年 月 日まで

別紙様式第9号（第7の1，第7の2，第9の3関係）

年 月 日

関 係 市 町 長 様

広 島 県 知 事

林業経営体名簿の登録（変更登録）について（通知）

広島県「意欲と能力のある林業経営者」等に関する情報の登録・公表要領第7の1（第7の2）（第9の3）の規定に基づき，林業経営体名簿を別紙のとおり登録（変更登録）しました。

※添付書類

別紙様式第7-1号及び第7-2号

別紙様式第 10 号（第 7 の 4 関係）

年 月 日

広島県知事様

主たる事務所の所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号

育成経営体への登録希望について（通知）

広島県「意欲と能力のある林業経営者」等に関する情報の登録・公表要領第 7 の 4 に基づき，育成経営体への登録を希望します。

別紙様式第 11 号（第 9 の 1 関係）

林業経営体名簿の変更届出書

年 月 日

広島県知事様

主たる事務所の所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号

年 月 日付で登録された林業経営体名簿について、次のとおり変更したので届け出ます。

1. 変更事項の内容
2. 変更の理由
3. 添付書類

※登記事項証明又は住民票を添付すること。

別紙様式第 12 号（第 9 の 2 関係）

林業経営体名簿の変更届出書

年 月 日

広島県知事様

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

年 月 日付で登録された林業経営体名簿について、別紙様式第 3 号のとおり変更したいので届け出ます。

別紙様式第 13 号（第 11 関係）

実施状況報告書

年 月 日

広島県知事様

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

年 月 日付けで登録された林業経営体情報について、広島県「意欲と能力のある林業経営者」等に関する情報の登録・公表要領第 11 に基づき、実施状況報告書（年次）を別紙のとおり提出します。



1 生産量の増加又は生産性の向上

実施状況	今後の課題と対応策等

区分			現状 (年度)	目標 (年度)	1年次 (年度)	2年次 (年度)	3年次 (年度)	4年次 (年度)	5年次 (年度)	進捗率 (年次/目標)	
素材生産	主伐	面積 (ha)	直営							%	
			請負							%	
			計							%	
		材積 (m3)	直営								%
			請負								%
			計								%
	生産性 (m <sup>3</sup> /人日)									%	
	間伐	面積 (ha)	直営								%
			請負								%
			計								%
		材積 (m3)	直営								%
			請負								%
計										%	
生産性 (m <sup>3</sup> /人日)									%		
造林事業	植付	面積 (ha)	直営							%	
			請負							%	
			計							%	
	下刈	面積 (ha)	直営							%	
			請負							%	
			計							%	
	その他	面積 (ha)	直営							%	
			請負							%	
			計							%	

※ 現状及び目標は、申請時に記載した値を記載すること。

※ 進捗率は、目標に対する当該年次の進捗率を記載すること。

2 生産管理又は流通合理化等

(1) 適切な生産管理

実施状況	今後の課題と対応策等

(2) 原木の安定供給・流通合理化等

実施状況	今後の課題と対応策等

3 造林・保育の省力化及び低コスト化

実施状況	今後の課題と対応策等

4 主伐後の再造林の確保

実施状況	今後の課題と対応策等

5 伐採・造林に関する行動規範の策定等

実施状況	今後の課題と対応策等

6 雇用管理の改善及び労働安全対策

(1) 雇用管理の改善

実施状況	今後の課題と対応策等

(2) 労働安全対策

実施状況	今後の課題と対応策等

7 常勤役員の設置（※法人のみ）

実施状況	今後の課題と対応策等

※ 実施状況には、それぞれの項目の計画に対しての実施状況を記載すること。

※ 今後の課題と対応策等については、実施状況を踏まえての取組等について記載すること。

※ 該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

別紙様式第 14 号（第 12 関係）

林業経営体名簿の登録取消申出書

年 月 日

広島県知事様

主たる事務所の所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号

年 月 日付けで登録された林業経営体名簿について、次の理由により登録を取り消したいので、申し出ます。

1. 登録区分
2. 登録番号
3. 登録取消の理由

様

広 島 県 知 事

林業経営体名簿の登録取消について（通知）

年 月 日付けで登録した林業経営体名簿は、次の理由により、その登録を取り消したので通知します。

1. 登録取消の理由

2. 取消前の登録期間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

関 係 市 町 長 様

広 島 県 知 事

林業経営体名簿の登録取消について (通知)

年 月 日付けで林業経営体名簿に登録した次の者については、次の理由により、その登録を取り消したので通知します。

1. 登録経営体名

2. 登録取消の理由

3. 取消前の登録期間

年 月 日から 年 月 日まで